最近の中国の農業協同化理論についての一考察

――林子力氏の所説によせて――

座間紘一

〈目〉次〉

はじめに

- I 準備的考察
 - 1. 社会主義論
 - 2. 社会主義の下での協同組合論
- II 「联产承包」制導入の必然性
 - 1. 従来の集団農業形態の特徴
 - 2. 中国農業の特徴
- III 「联产承包」制農業の論理構造
 - 1. 生産手段の所有・利用形態
 - 2. 労働形態
 - 3. 生産過程の特徴
 - 4. 分配形態
- IV 「联产承包」制農業の展開論理
 - 1. 展開論理
 - 2. 今日の課題

おわりに

はじめに

本稿は生産責任制を中心とする最近の農業協同組合政策の一つの包括的な

理論的概括である林子力氏の所説を検討しようとするものである。

周知のように経営各戸請負制(「包干到戸」)を典型とする生産責任制はすでに9割以上の生産隊で導入され、それによって農民の生産積極性がひきだされ、生産の増大、農産物の商品化、生産の多角化が進展し、新たに「専業戸」、「重点戸」という専作化、それを基礎にした連合経営が形成されはじめている。

これらの政策は従来の集団化政策と理論からの転換であり、家族経営の生産力とその市場対応への主体性を軸に農業・農民の再編をおこなおうとするところに特徴がある。

ところで生産責任制は形態の多様性と普及テンポが理論・政策提起を上回っておこなわれたこと、またそれ自体の性格が従来の協同化理論だけでなく社会主義社会の性格理解にまで深くかかわっているという問題自体の深淵さ故に、理論的概括は立ち遅れていた。)

最近,次々に公刊された林子力氏の諸論文は,そうした中で最も包括的, 理論的概括といえよう。

本稿では、①生産責任制導入の必然性、②社会主義農業協同化理論の中での位置づけ、③展望、などの諸問題について林子力氏の所説を批判的に検討し、あわせて一定の見解を提示してみたい。)

¹⁾以上の生産責任制政策の導入の経過および生産責任制の諸形態について詳しくは拙稿「中国農業における『生産責任制』について」『東亜経済研究』第48巻 1 · 2 号 (1981年 4 月)、「中国農業における『包干到戸 (経営各戸請負制)』について」同第48巻 3 · 4 号 (1982年11月)を参照されたい。

²⁾ 本稿作成にあたって参照した林子力氏の著作は以下のものである。

^{[1]「}社会主义的学说与实践 — 对于社会主义经济特征的一些认识」『人民日报』1981. 4.16.

^{[2]「}论标准产量 — 联产承包责任制的分配形式」『人民日报』1982. 8.27.

^{[3]「}我国农村社会主义合作经济的新形式」『文匯报』1982. 10. 29.

^{[4] 「}论联产承包责任制 —— 中国社会主义农业合作经济的新形式」『中国社会科学』 1982年第 6 期.

^{[5]「}再论"标准产量"——联产计酬分配形式的进一步探讨」『人民日报』1982. 2. 16.

I 準備的考察

林子力氏の「联产承包 (生産量と連関させた請負い)」制 (以下「联产承包」制と略称する)理解の検討に先立ち,氏の理論的枠組みとしての社会主義論,社会主義の下での協同組合論理解について検討する。

1. 社会主義論

(1) マルクス・エンゲルスの社会主義論

氏の理解の要点は次のようである。①かれらの社会主義とは今日いうところの共産主義の第一段階である,②社会化生産の基礎の上で,全社会的規模で共同労働,共同占有が成立している,③全社会が一つの経済主体で"自由人の連合体"が形成されている,④社会的労働は直接分配され,直接計画によって統制される,⑤商品貨幣関係,したがって価値関係はとおさない。こうした諸関係の前提として,社会主義は資本主義が発展,成熟し,衰亡したのちの,資本主義より一段高次な社会である,などの点が強調される。30

このような古典理解は今日,われわれにとっては一般的である。中国においても,かつての過渡期論は否定されており,一般的にうけいれられている考え方であると思う。

^{〔6〕「}马克思主义合作制理论在我国实践的新发展」『红旗』1983年第5期.

^{〔7〕「}论具有中国特色的社会主义农业发展的道路」『中国社会科学』1983年第2期.

^{〔8〕「}再论具有中国特色的社会主义农业发展的道路」『中国社会科学』1983年第4期.

^{[9] (}林子力主編)「联产承包制与中国农业的道路」『中国农民报』1983. 2. 8~4. 14. (29回連載)。

文献冒頭〔〕内の数字は以下の引用の便宜のために私がつけたものである。これらの文献の引用の所在についてはこの数字を使用する。

以上の著作の中で中心的なものは[4][7][8]であり、[2][5]はそれを要約したもの、[9]は解説といえる。[1]は背景としての社会主義経済理論の整理、[6]は同じく社会主義の下での協同組合理論の整理を主としたものである。

^{3) [1]}

(2) 現代社会主義

現代社会主義諸国の生成,実践過程の特徴は以下のように概括される。① 生産力の比較的立ち遅れた,資本主義の未発達な国々でまず勝利し,現在にいたるも生産の高度化は達成されていない。②社会主義の実践過程では,すべてマルクスの構想の実現をめざした全人民所有制がうちたてられたが,実際は社会主義の国家所有であり,市場メカニズムの利用を排した高度の計画的メカニズムが採用され,商品,貨幣,価値範疇の利用は不十分であった。集団所有制では一面的に大規模化,所有の社会化がめざされた。③その結果,社会発展の推進力,勤労人民の積極性はにぶり,経済構造のバランス,比例的発展はそこなわれた。④その結果,各社会主義国家は共通して,この10年経済改革の道を通ったか通りつつある。

以上の歴史的概括をふまえて、今日の社会主義の基本特徴は、マルクスの学説で構想された共産主義の第一段階とは完全に同一とはいえない。その理由は以下のようである。即ち、①生産単位を一つの共同労働、共同占有の単位と認め、相対的独立性を持った経済主体とみなす。②マクロ決定は社会的センターでおこない、その計画的指導の下で市場の調節作用を発揮させる。③各種形態の協同組合経済、個人経済の併存を認める。など違いがあり、概括して「計画的商品経済」または「社会主義的商品経済」と定義される。その根拠は①現代社会主義の物質的前提が現存資本主義と同じ程度の生産力水準であること、他方でマルクスの構想する共産主義は生産力の発展と生産の高度な社会化を前提としており、今日の社会主義の物質的基盤はその域に到達していない。その物質的前提の形成には資本主義を通ずる方法と社会主義を通ずる方法の二つの道がある。②生産力の発展と生産の社会化は商品経済の発展を通じてしか達成されない。

要点は以上である。

^{4) (1).}

⁵⁾ 同上。

(3) 検 討

氏の論理は現代社会主義の生産力の高度化、生産の社会化の未成熟、それを基礎とする直接的社会生産=全社会的規模での計画的運営の困難、企業の相対的独立性の容認、小規模、分散的な経済部内での協同組合経済、個人経済の併存の容認、商品=貨幣関係、価値法則などの経済諸範疇の積極的利用を軸にしている。こうした問題のたて方はわれわれと共有するものである。しかし以下のような問題点がある。

第1に、「1930年代モデル」といわれる計画経済の中央集権的行政的運営方式のトータルとしての否定的評価が特徴的である。ソ連・東欧の経験では経済改革は経済発展の外延的発展から内包的発展への新しい段階、高テンポの工業化政策により一定の物質的基礎が形成されたことにより、この方式の生命力が尽きた段階での新しい政策提起であった。林氏の論理ではマルクスの構想を生産力、生産の社会化水準の異なった条件の下での直接的導入として否定されている。第2に、所有の社会化、直接社会的生産、共同領有を基礎とする全社会的規模での経済の計画化という側面、氏のいうマクロ決定と企業の相対的独立性とがどのような相互関係にたつのか明らかでない。計画的指導の下での市場の調節作用とは市場の機能的利用であるが、計画的商品経済という定義は法則的認識であり、そこでは社会主義経済の計画性原則と商品経済の諸法則との結合と理解されざるを得ず、原理的理解と機能上の理解との関係が不明確である。従って計画と市場の原理的整合関係は不明確である。

2. 社会主義の下での協同組合論

(1) 古典理解とその検討

氏はマルクスの協同組合理論を「協同組合経済(「合作经济」)は労働者の連合である。しかし、必ずしも純粋な連合ではなく、資金の連合ないし土地の連合の要素を排斥しない。それ故、分配は基本的には労働に応じた報酬であるが、その他に一定の割合の出資配当および地代もあり得る。また生産、

供給,販売などの面も含み,形態は多様である」と概括する。また『フランスの内乱』の「連合した協同組合あるいは協同組合の連合は共産主義である」という一句を典拠として,協同組合自体の社会主義的性格を強調する。このことは,氏が協同組合を局部的,小範囲の労働の連合体として,国営企業に比べて独立性は大きいが,この独立性はあくまで相対的で,基本的には国営企業と同じく国家の自覚的な統制と調節をうける第二層(この第二層とは氏が現代社会主義を全社会的な規模での生産の社会化=連合労働の層(「第一層」),生産単位の相対的独立性とその範囲での連合労働(「第二層」)の二重構造的構成ととらえるところからくる)に属するとして国営企業と同質的に把握していることからもうかがえる。

この把握の特徴は、第1に協同組合の社会主義的性格をプロレタリアートの執権の確立および全社会的にみて主要な経済分野での国家所有の成立、そこでの経済の計画的運営、およびそれを可能とする生産力と生産の社会化の発展水準に生産の基本的部門が到達していることなどの国民経済の主要部分の有り様との相互関係をぬきにして、協同組合経済をせまい範囲の連合労働体とし、連合労働体の連合をもって社会主義としていることである。第2に従来の協同組合理論では、私的なもの、社会主義的なものとして社会主義とは相容れないものと理解されていた私的な資金、土地出資とそれらによる配当、地代の私的取得が限定つきではあれ、容認されていることである。

林氏の理解するところの古典における社会主義社会は生産力の高度な発展、生産の社会化の成熟を基礎にして、生産手段の社会的所有、直接的社会化労働、全社会的規模での領有という高度に直接的に社会化された社会であった。これに対し氏の理解する古典における協同組合の社会主義的性格は様々の私的契機や小範囲の社会化生産を容認するものである。しかしマルクスの場合、分散した小生産者の連合としての協同組合は社会主義への移行形態としてとらえられることはあっても、国民経済の主要部門である工業における直接的社会化生産をぬきにしてそれ自体が社会主義であるという理解は

^{6) (6).}

ないし、出資一配当 (利子)、土地一地代の私的取得の存続の余地はない。また林氏の場合、のちに述べるように、氏の根拠とするマルクスの命題が中国の協同組合の具体的現実の社会主義的性格を根拠づける直接的手段とされている。先にみたように現代社会主義はマルクスのいう共産主義の第一段階と完全に同一ではないとされ、計画的商品経済ないしは社会主義的商品経済という範疇を設定された。ここでは、マルクスの命題から直接演繹するのではなく、計画的商品経済ないしは社会主義的商品経済に対応する現代社会主義下での協同組合の概括が必要であろう。

(2) 従来のコルホーズ形態の評価

協同組合理論の歴史的展開過程について林氏は、レーニンは形態の多様性を認識していたが、スターリンは集団農場形態を協同組合経済の最高形態と考え、実際には唯一の形態として実践したと述べる。

中国においては、協同化初期には自願互利、典型を示して範となし、分類指導し、一歩一歩とすすむ方法がとられたが、高級合作社化以後、基本的には単一の生産協同化を唯一のモデルとしたとする。その基本特徴は、①集中労働、集中経営、②作業を評定し、労働点数を記入し、労働点数にしたがって分配する(「評工記分、按工分分配」)、である。この形態は先の古典理論に照らして最高形態でも唯一の形態でもないとされる?

ここでは従来のコルホーズ形態が氏のいうマルクスの協同組合理解にした がってトータルに否定されており、歴史的評価はなされていない。

II 「联产承包」制導入の必然性

林氏は「联产承包」制の導入を「社会主義農業協同組合経済の新しい形態 を形成し旧いモデル(=コルホーズ形態)を揚棄し」,「わが国の農業の社会化 と現代化の道を切り開いただけでなく,社会主義経済学説およびわが国の経

^{7) [6]。}

済体制の全面的改革に対しても多くの教訓をもっている」とし、その歴史的 意義を強調している。

林氏は今日の農業生産責任制農業の形態を「联产承包」と概括し、「大包干」, 「包干到戸」をその最も純粋,完成整備された形態と位置づけている。

この形態の諸特徴の検討に移る前に、その導入の必然性、根拠について、 氏の考えをまとめよう。

1. 従来の集団農業形態の特徴

「わが国の集団経済は相当程度,コルホーズ制度(「集体农荘制度」)に沿ってきた⁹⁾」とし、その特徴を①集中労働、集中経営、②評工記分、按工分分配の2項目¹⁰⁾でまとめ、ここにこそ問題があったとする。

みるところ,これらの問題点には必ずしもこの管理運営形態から必然的に もたらされるものではない諸点もある。例えば,①何故,集団内で適当な分 業協業体制がとられないのか,②何故,メンバーの決定への参加と民主的権 利が保証されないか,③残余分配制もこの形態固有のものではない,などで ある。

集団内の分業,協業体制の確立の基礎には生産力および生産の社会化水準, とりわけ労働過程の直接的社会化水準の問題があり、参加と権利の問題の基

^{8) (3), (4), (8).}

 $^{9) \{4\}}_{0}$

^{(4), (6), (9).}

^{11) [6].}

礎には一般社員を含めてメンバーの管理能力、意識水準の問題があり、残余分配の問題の基礎には農産物調達、農民からの蓄積と国家の農民への支援の問題など相互に規定しあう様々な問題がある。

こうした諸問題がどのように考慮に入れられて「联产承包」形態への転換がなされたのか。

以下,氏の論述にしたがい,中国農業の実情を検討することによって制度 の適合性を考察する。

2. 中国農業の特徴

従来のコルホーズ形態は何故, 中国農業の実情にあわないか。

まず農業の一般的特徴から、農業には分散、独立経営を要求する面と統一経営を要求する面との2側面があるとされる。前者の根拠として、①農業の生産条件は広々とした空間に分布し、自然環境の影響を強くうける、②農業の労働対象は生きた動物と植物であり、生産過程もこれら動植物の生長・繁殖過程である、③農業労働の成果は、大多数は最終的収穫にあらわれ、最終生産物として表現される、があげられ、後者の根拠としては、干害、水害、病虫害に対処することは単独の農家ではできず、大規模な投資と労働を必要とするからであるがあげられる。¹²⁾

たしかに生産および労働過程の社会化水準を基礎にして生産,取得の形態を編成することは必要である。その場合,統一と分散の側面の結合のあり方が問題となる。とりわけ農業の場合,生産,労働の社会化が困難であり,その過程は工業に比して複雑である。

中国農業の特徴としては以下の諸点があげられる。①自然条件として,国土が広く,人口が多く,耕地がせまく,精耕細作で集約経営であり,単位面積当たりの収量が大きい。地形が複雑で,大面積の平地が少ない。気候と土壌の地域的差異が大きい。②農業生産力の特徴として,生産用具が立ち遅れ,主として耕畜と手作業用具に依存している。水利灌漑,土地改良,農村への

^{12) (4), (9).}

エネルギー供給,交通通信網の整備はあまりすすんでいない。分業が未発達で,経営が単一で基本的には食糧中心の耕種業であり,養殖,牧畜業は家庭副業として営まれ,ほとんど独立した経営部門として分離・自立していない。耕種部門でも育種,耕起,播種,収穫肥培管理の固定的専業になっていない。生産者の文化・技術水準,管理水準が低い。こうした点が分散経営の根拠になっている。3

他方で,①都市や工業との関係で,国民経済的視野に立った工・農業の自 覚的,計画的統制が必要である,②いくらかの先進的生産手段と設備が存在 している,③多角経営と生産のいくつかの環節で専作化の趨勢がある,④い くらかの生産者の文化的,技術的,経営的能力をもった人材がいる,などか ら,いくらかの生産手段の統一使用,生産部門,生産環節の統一分配,調整 が必要とされる。³

以上から、①単一の協同化方式をとるだけではこうした情況に適応できないし、年間を通じた単純協業は不必要である。②単純協業は分業の基礎の上での協業とは別で、新しい生産力をあらわさず、近代的生産方式ではない。強行すれば「でたらめな指揮」(「瞎指揮」)や「わいわいがやがや」(「大呼隆」)をひきおこすだけである。ここから個別経営の積極性を基礎にして、分散独立労働と国家・集団の生産過程に対する統制と調整の2側面を結合した労働管理形態の必要が結論される。。5)

ここでは,①生産力の低位,生産の社会化の未成熟によって家族経営の生産力の高さを集団労働が乗り越えられないこと,いいかえると生産手段体系が小農的であるから分散経営が適合する,②集団的契機は当面,都市工業との生産物,価値の両面での流通過程での結合および一部の生産手段,生産部門,生産環節の物質的基礎にもとづく社会化生産という外面的,部分的範囲に限定されることになる。

従来の集団農業体制転換の必然性は論理的には以下のようである。

^{13) (4), (9).}

¹⁴⁾ 同上。

¹⁵⁾ 同上。

①生産関係は生産力の発展に適応するよう調整されねばならないという基 本認識に立った時、従来の集団農場方式は生産力発展に否定的に作用してい る。②それは生産力水準からみて、不適切に、一面的に生産関係の高度化を 図ったためである。③今日の生産力水準に適合するものは基本的には分散独 立労働であり、単純協業ではない。④以上により分散独立労働を基軸にすえ た組織管理形態として「联产承包」制が打ち出されているのである。

Ⅲ 「联产承包」制農業の論理構造

ここでは、生産手段所有・利用形態、労働形態、生産過程、分配形態の諸 側面について,集団と個人がどのような関係をとり結ぶかについて氏の論述 を検討したい。

1. 生産手段の所有・利用形態

(1) 土地請負

土地は集団所有であるが、各農家世帯に請け負わされる。

その場合、①まず生産隊の耕地を農家の家族員数または労働力数、双方の 一定割合に応じて分担させる。その形態は生産力の発展、農産物の商品化、 社会的分業の発展, 専作経営の出現といった農業発展水準によって家族員数 割り→家族員数・労働力数一定割合割り→労働力数割り→耕種専作経営への 集中という系譜の中に位置づけられる。当初の生産力が低く、自給的、半自給的 性格が強い段階では家族員数割りが主要であるが、そこでは何よりも口粮 (= 自家消費粮)の確保が優先的原則とされる。当然、そこでは労働力の割合の多 い農家世帯では過剰労働力問題が発生するが、そこでは経営の多角化の中に就 業の方策が求められる。請け負った土地の使用期間は個別事例では3~5年 であるようだが、はっきりしてはいない。更に家族員数、労働力数の変動へ の対応でも地域的に様々の方法がとられているようである。②請負生産量の

^{16) (4).}

決定に際しては、まず過去3年間の平均の作柄を規準にして、その生産量に確かな増産の潜在量を加えたものをもって標準生産量とし、それを基礎にして国家への税金と供出、生産隊への納入、即ち社会保障・福祉基金(「公益金」)と生産蓄積金(「公積金」)を生産隊は年初に農家と契約して取り決める。農家はこれを納入すれば、残りは全部自己の取り分とすることができる。である。農家はこれを納入すれば、残りは全部自己の取り分とすることができる。である。関東生産量も必ずしも年々評価替えされるものではないようである。

生産発展、社会的分業の進展過程で多種の経営類型があらわれ、土地利用の農家間移動が生じているが、こうした土地移動は個別的、部分的になされており、生産隊全体での変化ではない。労働力がない、多角経営に労働力を集中し土地耕作に労働力がさけないというような場合に集団内外の労働力に余裕がある農家と直接または集団を介して耕地の再請け負いがなされる。その場合、地代は支払われないようだが、土地を貸し出した農家への口粮の公定価格での販売、飼料穀物の供給、要求された場合の耕地の貸出農家への返還などを条件とする契約がなされるようである。勿論、国家、集団との契約は又貸しされた農家が引き継ぐことになる。80

このような土地利用形態からは次のような新しい問題が発生する。第1に 耕地の細分と合理的土地利用への障害である。第2に農家への土地固定にと もなう差額的土地収益の帰属と差額地代の発生である。小規模な水利建設, 土地改良投資も奨励されており、当然この問題は発生する。第3に農家の土 地に対する観念の単なる保有・利用から投資を媒介とした私有観念への転化 の可能性である。

(2) 土地以外の主産手段の所有・利用形態と自己資金の投下

生産隊は大型の農機具や水利施設は所有・管理するが、中小農機具や耕畜 は1戸または数戸の農家に譲渡し、使用させる。肥料、農薬、種子は農家の

^{17) (4), (9).}

^{18) (7).}

自己負担で投入される。即ち大規模な固定資産は集団所有,集団管理であるが,中小固定資産および流動資産は私的投資,私的利用となった。このような規準にしたがい,従来集団所有であったものが,個人への販売,貸し付けという形で払い下げられている。この払い下げでは,価格換算および相互間の調整によって大体均等になるように注意すべきだとされる。9)

従来の集団農業においては自留地、家庭副業は家計補助部門としてその存在を認められていたが(人民公社化期、文化大革命期に一時的に消滅させられることはあったが)、集団的生産部門(=社会化部門)においては小農具を除く基本的生産手段の所有、利用、投資は集団的におこなわれ、それらの私的所有、利用、私的投資は禁止されていた。今回の措置はその点では根本的転換である。

その理由として、林氏は次の諸点をあげている。①耕畜と普通の農機具およびその他の生産手段は分散的利用、消費に適している。②これらの中小固定資産と流動資産の個人的占有は協同組合経済の性格に影響を与えない。後者の理由として以下の諸点をあげる。即ち、①現在では大きな増産効果を生み出し、収入の増大をもたらすことができるのは、水利施設、大型機械、複合化学肥料、農業技術の革新、品種改良などで、耕牛または小型農具の重要性が少なくなった。②資金の保有量と投下量とは別である。技術水準が一定とすれば、同一土地への投下量には制限がある。従って資金保有量の差異はあっても、資金投下量の差異は拡大しない。③同一農家の請負部門と自営経済部門とは分けねばならず、ここでは自営部門は考慮に入れない。60

氏の理由づけには無理がある。①「联产承包」制の前提となっている中国 農業の実情と異なった前提をおいていることである。中国農業の生産力的前 提は、耕畜、手作業農具が圧倒的で、現代的生産諸手段の普及が不十分であ ること、農法の面では労働集約的な土地生産性追求型の農業であった。ここ では耕畜、手作業農具、篤農的勤勉さと技術、労働力の多数が重要な要因で

^{19) (4), (9).}

²⁰⁾ 同上。

あるはずである。氏は化学肥料、技術改良、品種改良を非個人的なものと把 えているが、これらの利用は個人的な仕方もあり得るし、化学肥料の生産供 給は国家的、集団的なものといえても、それ以外は必ずしも集団または国家 によって供給されるものではない。ここではまた、役畜、農具にかぎらず個 人的な様々な投資の道がひらかれたことが重要である。②資金保有量と投資 可能量との違いについていえば、「联产承包」導入の意図が個人の生産積極性、 小規模技術改良、生産の増大にあるわけで、その意味で個人の投資を引き出 す方策でもある。こうした生産力段階では,①で述べたように投資の可能性 は様々であり、農家が経営的にも、生産部門、生産方法の面でも分化してゆ く条件は急速に拡大する。従って資金保有量の差異が資金投下量の差異を引 き起こし得るのである。③請負部門と自営部門とを分け、後者を捨象するこ とはできない。個別経営は両部門を内部的に統一し、そうした農家の集合と して協同組合が成り立っている以上、農家の経営、生産の多様化は協同組合 の性格に直接的影響を及ぼす。その影響とは、①多様な生産手段の導入によ る生産性の差異およびそれによってもたらされる所得の差異, ②現金の生産 的投資への道がひらけたことによるフォンド形成、財産所得の条件の創出で ある。これらが社会主義的原理および現実の諸条件にどのように関係するか はのちに検討する。

2. 労働形態

「联产承包」の労働形態は分散,独立労働であり,大多数は農家世帯が単位となっているが,部門,作業種類また分業の発展水準によって,個人,小グループが単位の場合もある。具体的作業は一面では先に述べた集団との請負契約の内容によって規定され,個人間,個人と小グループ,小グループ間の契約内容にも規定される。他面ではその範囲内では請負者側の自由な裁量にゆだねられ,また契約条項の完遂いかんもまた請負者の経営全体の配慮の中で経済合理性にもとづいて請負者が判断する余地が残され,契約にうたわれているような契約事項の完遂の優先が貫徹する経済的必然性は必ずしも存れているような契約事項の完遂の優先が貫徹する経済的必然性は必ずしも存

在しない。ここには双方の利害関係が契約の中でどのように処理されているかという問題がある。従って契約は純経済的関係でありえず、請け負い戸にとっては優先的に達成されなければならない義務なのである。

次に、契約に反映される労働形態を規定する他の条件としては、技術水準、 生産力水準の問題がある。水利灌漑施設、農機具の発達水準、導入普及水準 のいかんによって農作業が協同でなされねばならない条件が形成される。例 えば耕起、播種、収穫は協同で肥培管理は個人でという場合がある。ここで は技術的必然性に合致した契約がなされるか否かという問題がある。

第3に労働手段の保有状況という問題がある。仮りに家族単位での保有・利用に適した労働手段であっても、各農家にゆきわたらなければ、共同的に利用するか他の形態でお互いに融通しあって利用しなければならないからである。これまた契約関係に反映せざるをえない。

第4に生産部門による第I,第II類農副産物生産は流通管理がきびしく,第III類農副産物はゆるやかである。更に商業,手工業,運輸業,飲食業などの非農業に従事する場合には,この部面での集団の諸規制は更に希薄なものとなる。

いずれにしても契約をつうじて個人の労働のあり方を規制する内容,程度は様々であり,同一生産隊に属するメンバーといえども集団とのかかわりは多様である。従って,契約をつうじて集団ないし国家の意思が個々の農民の営為を統制しうるといっても,契約自体は経済的内容を一義的に示すものではなく,集団ないし国家の意思が反映するから即社会主義的であるとはいえない。

以上をふまえて生産過程の特徴づけについての検討に移ろう。

3. 生産過程の特徴

(1) 主 張

林氏は社会主義生産の基本的特徴を労働者の連合,即ち連合労働であると し,集団経済においては当該集団の範囲内で労働者が共有する生産手段を用 いて、個々の労働を連合総労働の一構成部分として支出することにあるとしている。

「联产承包」制の場合、上の条件は以下の論理で満たされているという。即ち連合体からみると、主要な生産手段は連合体が所有しており、そのもとで請負戸は連合体の統一した意思により、耕地、面積、栽培品目、生産量、販売・留保量を請け負い時に決定される。集団は全生産過程の基本的側面を統制している。即ち「联产承包」は請負者が集団労働の一構成部分を請け負うことによるところの社会化された生産方式から分散・独立した生産方式への転換であり、生産関係の変化ではないという²¹⁾この場合、家庭副業、自留地経営などの自営部門は捨象されている。

(2) 検 討

以上の形態上の相違からいかなる生産過程の変化がもたらされるか。

請負者の経営単位化と集団の生産過程への部分的関与と外部的、部分的包摂への変化である。請負者は土地の集団所有と集団との契約条項を順守することを前提にして自己の生産と経営に責任を負うことになる。即ち、①労働力の投入については作業ノルマ、全労働力、半労働力、補助労働力などの規定はなく、請負耕地、自営部門で自己の家族労働力を自由に接配すればよい。このことによって余剰労働力、潜在的労働力の稼働化が可能になるだけでなく、自発的「過重労働」を引き出す条件もつくり出された。逆に集団の側は労働力を組織按配する必要が一部の協同作業を除いてなくなった。②中小の生産フォンドの私的投下が認められたことにより、農家にとっては余剰資金の生産的投下だけでなく、生活をきりつめた「生産資金投下」の可能性も創出された。逆に集団は大規模生産フォンドへの投資に限定され、生産手段の再生産については部分的に責任を負うことになった。③このことにより個人に対しては生産手段へのフォンド投入によって財産所得が発生することになった。④生産物の分配については契約による上納(租税、国家買い付け、

^{21) [4], [9].}

集団留保)の完遂を条件として残余の個人取得化により、集団は基本的には 上納部分にのみ責任を負うことになり、集団の計画は請負戸にとって外部的 なものに転化した。⑤従来の社会化部門と私的部門(=自留地経営、家庭副 業)は一定の制限はあるものの請負戸の経営内部では部分的に融合した。

このように生産の社会化という観点からみると大きく後退し、個人の私的 生産と経営を中心にし、直接生産過程においては集団は部分的に関与し、外 部的,形式的に農民経営を包摂することになったといえる。従って、ここに 当然集団と農家との結びつきは本質的な点で従来の形態とは変化しており, 生産関係も変化している。

4. 分配形態

「联产承包」制の分配過程について林氏は、それがいかにして労働に応じ た分配原則を体現するかに集中して論じている。氏は「联产承包」制を経営 類型が単一的な初期段階と,商品化が発展し経営類型が多様化した発展段階 とに分け、論証をおこなっている。

(1) 初期形態

(i)主 張

請負耕地、資金使用上の均等性、栽培作目、技術経営類型の同一性を前提 とする。請負耕地については家族員数割り, 労働力数割り, 両者の比例按分 割りにせよ、収量換算して均等に配合される。中小農具もまた同様に均等配 分され、そこでは技術水準、農法の同一性を基礎として資金使用上の均等性 が前提される。

基準となる概念は標準生産量(「标准产量」)である。その本質はある集団に おいて請負耕地の耕作に支出された平均労働量の凝固形態である。実際の量 は各請負耕地の、正常な状況下での過去3年間の平均生産量+確実性の高い 増産潜在力で決められる。上の前提により土地と資金の生産量に対する影響 は排除され、労働は生産量を決定する唯一の要素になる。

標準生産量を基礎として,

標準生產量×集団留保割合=集団留保量

標準生産量一集団留保量一農業税=労働報酬

請負収入=労働報酬+超過生産量(または-減産量)

労働に応じた分配原則は標準生産量 (=労働の凝固形態)を介して,即ち標準生産量を基準とする生産物に応じた分配として貫徹している²²⁾

以上が論証の大要である。

(ii) 検 討

「労働に応じた分配」原則に照らしてみると、この論証には以下の問題点がある。

①土地以外の生産手段の私的所有、資金の生産的投入の自由の許されてい るもとでは標準生産量=平均的労働の凝固は厳密にはなりたたない。投入さ れた生産手段の労働生産性におよぼす影響が考慮されねばならない。とりわ け生産諸資材入手条件の均等性が保障されていない場合にはそうである。② 配分される請負耕地面積の諸制限(例えば家族員数割り)は、耕地面積が少 なく、労働力が稼働できない条件での下では、「能力に応じて働らく」場を集 団が保障できないことを示し、労働に応じた分配原則の前提条件を欠くこと になる。③労働に応じた分配原則は消費財についてのみいわれることである。 しかし、ここでは貨幣収入を介し、資金の生産的投下の道がひらかれている。 従って労働力の再生産だけでなく、生産フォンドの再生産にも報酬がかかわ ることになる。④集団の側からいえば労働報酬部分(=賃金フォンド)につ いて規準は存在するが、集団が生産のいかんにかかわらず各メンバーに一定 量を保証するというものではなく、請負者の個人的営為にまかされる。極端 にいえば集団は留保量, 国家への納入量にだけ責任を負えば, 請負者の経営 および労働力の再生産に直接責任を負わなくてもよいことになる。⑤生産 フォンドの再生産についても、一部を除いて同様のことがいえる。結局、採 算制,収益性の基本的単位が請負者に移行したことになり,集団は外部的,

^{22) (2), (4), (9).}

部分的, 間接的にそれを規制する立場に立つことになったといえよう。

このことは純粋に理論的筋道からいうならば、労働に応じた分配原則から の後退といえよう。問題はその先にあるといえる。この点についてはのちに 詳論する。

(2) 発展形態

(i)前提条件

①土地分配の不均等,一方での土地の集中,他方での土地からの遊離,土 地の豊度の差の存在,②社会的分業の発展,経営の分化、生産手段の使用と 資金投下の不均等、③商品化率の増大による価格不均衡の影響の増大が前提 される。

ここでは同一部門内と多部門間の各請負戸の間でどのように労働に応じた 分配原則が貫徹されるかが考察される。

(ii) 同一部門での分配規準

ここでは投下フォンド総額、コストは捨象されているが、投下労働量を基 礎にして差額地代論(第一形態)が援用される。即ち豊度差を考慮した生産 量請負がなされる。論理は以下のようである。

請負各耕地片に対し単位面積当たり標準生産量(「标准产量 |)という概念を 導入する。標準生産量とは当該耕地に十分でかつ合理的な労働を投下するこ とによって得られる生産量である。実際には過去数年間の実績に増産可能な 数量を加えた収量である。次いで標準労働投下量(「标准用工量 1)、即ち標準生 産量を生産するのに必要な労働量という概念が導入される。前者を後者で除 したものが単位労働当たりの標準生産量(「単位劳动的标准产量」)である。

いま豊度の異なる耕地片,甲,乙,丙の標準生産量,標準投下労働量を各々 次の表のように設定した場合、まず各々の単位労働当たりの生産量がみちび かれ、それを比較することによって豊度差を知ることができる。この場合、 標準投下労働量を同一にして標準生産量に差異をつけても同一の結果が得ら れる。ここで最劣等地丙の単位労働当たり標準生産量20斤/日が部門全体の

	耕地片	標準生産量	標準労働投下量	単位労働当り標準生産量	単位労働当りの集 団留保 +農業税	単位労働当りの請負い標準収入	集団留保+農業税総量	請負い標準 収入 (斤)
	甲	(斤) 12,000	(日)	30	14	16	5,600	6,400
	Z	12,000	500	24	8	16	4,000	8,000
•.	丙	12,000	600	20	4	16	2,400	9,600

(出所)〔5〕,〔7〕,〔9〕

統一単位労働日当たりの標準生産量(「统一的劳动日标准产量」)として規定的位置におかれる。統一単位労働日当たり標準生産量はこの表では集団経済の留保10%=2斤,租税10%=2斤,合計4斤を控除され,統一的単位労働日当たり請負標準収入(「统一的劳动日标准収入」)が得られる。これを基礎にして、甲地では10斤、乙地では4斤が土地差額収益(「土地级差収益」)として、上納部分に組み入れられる。上納量、請負収入の標準量は右の2欄のようになる。実際の請負収入は実際の生産量からこの上納量を差し引いたものとなる。要点は以上である。3000

以下, この分配形態について検討する。

①単位労働当たり標準生産量→統一単位労働当たり標準生産量概念を導入することによって、集団内においては土地の差異を考慮に入れた統一的分配原則が貫徹する。②しかし、ここでは生産フォンド総額、コストが捨象され、投下労働量のみ考慮されている。これらは前提条件には組み入れられている。豊度の差異をもたらしたものは労働と生産手段投入の差異であり、当該耕地のある一定利用期間を過ぎればその多くは土地に固有な豊度と化す。それ故、集団および個人の土地投資、土地請負期間、個人の投入したフォンドの償還、土地割り替えに際しての上納条件などが問題としてとりあげられなければならない。③生産フォンド総額、コスト概念が捨象され、労働投入量だけが考慮に入れられていることは、労働生産性の差異を生みだす生産フォンドの投入が個人によってなされないことを意味している。仮に全部個人によるもの

^{23) (5), (7), (9).}

とした場合、長期的にみた時、土地豊度の増大が農業税や上納量にいかに組 み込まれるかについては地代論における借地農と地主との間での利害関係と 同じ問題が発生する。同一請負者に固定される期間、農業税および上納量額= 差額収益の帰属の問題である。更に差額地代の第二形態に類する問題も考察 しなければならなくなる。また、仮に全部集団によるとした場合は差額収益 はすべて集団に帰属することになり、個々のメンバーに対しては、一定期間 のフォンド投入を一定とすれば、投下労働量一労働報酬の関係になる。ここ での論証は,この場合を想定していると考えられるが,この場合は前提条件 と異なり、「联产承包」制の本質を反映していない。 ④ここでの標準は正常な 条件の下に設定されているが、農業生産は年々大きく変動する。変動があっ た場合、それをどのように考慮するが問題である。統一労働当たり純収入を 長期間優先的に固定化すれば請負者の所得は保証されるが、そうでない場合 には集団は請負者に危険負担を背負わせ、不作の場合にも集団留保+農業税 は確保されるが統一労働当たりの収入は減少する。従って統一労働当たりの 収入は保障されたものではなく、残余となる。これは従来の形態の場合と同 様である。以上、ここでは個人の生産フォンドの投入の契機が論理に組み入 れられていない点が重要である。

(iii) 多部門生産の場合の分配規準

同一協同組合において多部門生産がおこなわれた場合,労働に応じた分配原則はどのように貫かれるか。

①各部門の標準生産量の価格タームである標準生産額(「标准产值」)が設定される。②コスト計算については、これまでは同一部門であり、資金投下、技術構成は同一と考えられてきたが、ここでは部門が異なることによって、それらは異なり、したがって設備の消却費、原料、材料、燃料消費からなるコストが導入され、部門毎の標準コスト(「标准生产费用」)が設定される。③各部門の収入、純生産額(「标准収入、标准净产值」)は標準生産額-標準コストで表わされる。④部門毎の1労働日当たり標準収入は標準収入/標準投下労働量で表わされる。⑤それらを全部門で統一したものが統一労働標準収入

であり、部門間の差額収益は集団によって回収される。あとは先の同一部門の場合と同様である²⁴⁾ ここでは部門1労働日当たり標準収入、部門間統一1労働日当たり標準収入がキー概念である。

論点をあげよう。①ここではコストは計算されているが,投下されているフォンド総額,部門間のフォンドの有機的構成の違いは考慮されていない。従ってフォンド効率の高い労働集約度の高い部門が不利に評価される。②ここでも標準生産量からの過不足要因にはフォンドと労働の2要因があるが,フォンドの場合,集団と個人の投下部分が生産の過不足とどのように結びつくか判別しがたい。③土地を除く全フォンドを個人投下とした場合,長期的に見た時の標準生産量の設定をどの水準にするか。同一請負者への土地の固定期間も問題となる。④価格不均衡を前提にして,統一1労働日当たり純収入概念への人為的統一は請負者の市場対応を弱める。要するにフォンドの部門間移動が需給を反映しない。

ここでも「联产承包」制の推進契機である個人の資金の生産的投下が十分 に組み込めず、更に個別部門の収入の不均衡が集団内部で調整されるため、 生産が必ずしも需要を反映したものとならないことが重要である。

以上,氏の「联产承包」制農業の論理構造を生産手段の所有・利用形態, 労働形態,生産過程,分配形態の諸側面から検討してきた。前章にみた「联 产承包」制を必然化させた諸契機,農家の経営自主権,私的労働とフォンド 投入の自由,市場への対応,家族経営の発展を基礎とする新しい専作経営と 様々な連合体の形成が論理の中に組み込み得ていない。

「联产承包」制農業の労働形態の本質を連合労働,分配形態の本質を労働 に応じた分配ととらえ,それが貫徹しているか否かに議論を集中する方法そ れ自体に無理があるといえる。

「联产承包」制においては、経営主体が家族経営=個別経営に移り、集団ないし国家の直接的生産過程への関与は部分化し、集団ないし国家の家族経営に対する関係は外部的、形式的包摂へと転換した。ここを出発点として論

^{24) [5].}

理を組み立てる必要がある。

Ⅳ 「联产承包」制農業の展開論理

1. 展開論理

「联产承包」制農業の発展系譜とその諸形態を林氏の論述より整理すると 附図のようになる(次頁)。

系譜的には単一経営の戸・組の経営請け負い→請負・自営専作経営→連合経営と整理できる。ここではそれら諸形態を現実化する推進要因とそこでの生産関係の変化を社会主義集団農業のあり方とかかわらせて検討したい。

「包干到戸」を純粋形態とする「联产承包」体制の導入の最も基本的な点は分散独立労働を基礎とした経営単位としての農家の独立性,自主性を認め、国家・集団の関与は部分的,外部的,形式的なものとしたことである。

各農家は国家への農業税、統一買い付け、計画買い付け、集団への留保の完遂を前提として、自己の経営に責任を持つことになった。ここでは土地利用権その他生産手段の私的所有、生産物の上の条件のもとでの私的領有、販売の自由が許された。これによって農民は労働力多投、投資、経営の多様化、市場対応での主体性を獲得する。

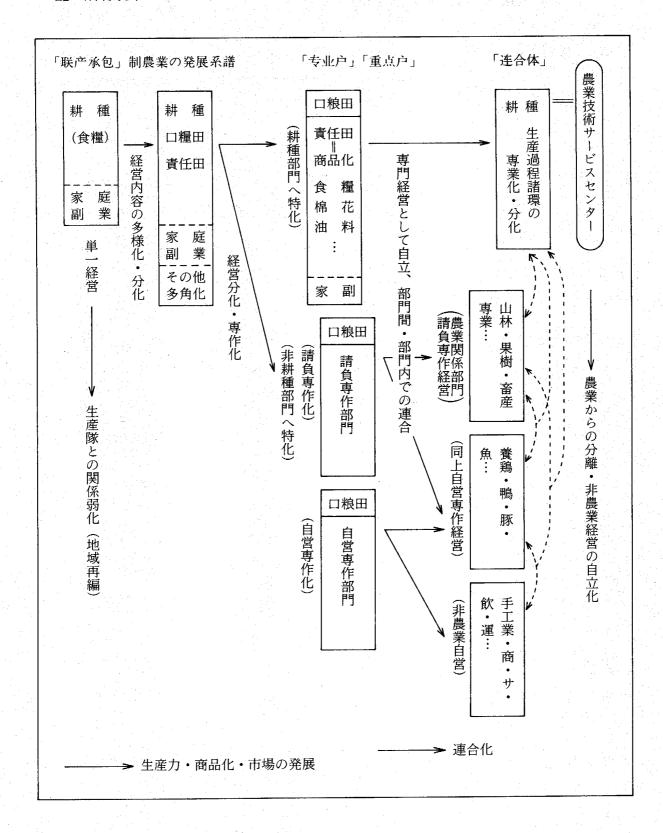
当初、耕地その他の生産手段は農民に均等に分与されたが、所有、投資、経営の多様化がすすむ中で次第に不均等にならざるを得ない。ここで格差を増大させる要因は労働力数、投下労働量、多角化された経営部門の収益の可否である。今日の農産物価格体系では収益性は食糧 < 経済作物、耕種部門 < 畜産、多角経営部門、農業部門 < 非農業部門となっているようである。しかし多角経営部門の市場は不安定で、容量は少ない。今日の政策ではこうした農業、非農業も含めた多角経営部門を拡大することによって農民所得の増大を図り、経営の分化を発生させ、労働転換を図る、他方で耕種部門では土地均等→耕種経営への集中を促し、生産の集中を図り、同時に各経営の専門化を図ることが目指されている。

(附図) 「联产承包」制農業の発展系譜と形態

耕地請負基準:世帯人口均等→労働力均等→専作経営へ集中

その他生産手段の分 . 大農具・大規模施設:共同所有・共同利用 → 利用の不均等

配 • 所有規準 中小農具:均等配分 • 均等所有 → 不均等



更に専門化、即ち社会的分業の発展を基礎にした分業と協業を発展させ、 様々な連合経営を組織することが目指されている。

以上が発展系譜の大枠である。これをもとに、私なりに「联产承包」制の 論理を整理すると次のようである。

①まず,今回の転換は生産力,生産の社会化水準に適合する生産関係の調 整、商品化を通ずる社会的労働の再編成を基本としていることである。すで に述べてきたように分散,独立労働を基礎とする経営単位としての農家の独 立性、自立性が承認され、国家および集団の生産過程への直接的関与は部分 化し,集団,国家は農民を主として外部的,形式的に包摂する方向をとった。 農民は集団と国家に対し「契約」を守ることを条件として, 商品生産=市場 対応を通ずる致富の可能性がひらかれた。このことは形式的にいえば生産関 係の後退であり、生産の直接社会化の契機は削減され、私的、個人的契機が 増大した。この転換は所与の生産力と生産の社会化水準を基礎になされたの である。②この形態では生産力と生産の社会化の契機は自己の生産と経営に 責任を持つ農家に求められている。すでに述べてきたように一方での組合員 の「余剰」労働力,家族員の半労働力,補助労働力などの潜在的労働力の稼 働化および自発的労働「強化」,他方での農家余剰の生産的投下と生活をきり つめた生産的投下が生産発展の基礎になっている。③従来の社会化経営部門で が請負部門化したことによって, 従来分離していた社会化部門と自営部門が 請負部門と自営部分とに農家の個別経営内部に部分的に融合した。この点で は,いくつかの制約はありながらも集団経営の個別経営化への転換でもある。 ④社会化経営の変化としては集団が再生産に全面的に責任を負う必要がなく なり、国家・集団の取り分の優先的確保、固定資産の部分的保証、流動資産 投資からの撤退ということになり、計画管理の外部化、形式化と契約による 商業的、行政的対処へと転換した。

以上を通じて新しく商品生産化の道を通ずる生産の社会化と地域的規模の 社会的労働の再編成の条件が形成され、専作経営(「专业户、重点户」)から更 に様々の連合経営(「联合体」)が形成されはじめた。このことは従来の連合労 働の組織単位(生産隊) および統轄者(生産隊幹部)の変化であり、新しく 生産力の発展の態様に応じた社会化のあり方が、個別経営の発展を基礎に形成されはじめたことを意味する。

2. 今日の課題

以上の理論的枠組みの中で農業協同化のあり方を見透す場合, どのような点を基礎におく必要があるだろうか。

まず第1に、社会化部門が生産力水準の面からも再生産構造の面からも農業を全面的、実質的に包摂し得ない段階では家族経営の持つ生産力を利用し、それを育成する必要がある。第2に協同化は家族経営の生産力発展を擁護しつつ、家族経営を社会化経営に結びつけるものでなければならない。第3に農村における社会的分業の発展と社会的労働の再編成を組み込んだ協同化でなければならない。

その場合,農民の個別経営,個別労働,資金の生産的投下,市場への主体的対応など形態的には個人的,私的な「旧い」生産関係をいかなる形で社会化生産に組み込むか,またこれらの「旧い」生産関係と社会化生産の相互関係をどのように理解するかが基本的な問題であろう。従来の協同化理論においては、それらは社会主義にとって敵対的なもの、早期に消滅させるべきものであったからである。

それらを社会主義が自己にプラスに転化させ得るとすればその根拠はどこ にあるか。

基本的には農業を含めて社会主義の生産力、生産の社会化水準の達成水準の高さおよびそれを基礎にした国民経済の計画管理システム=社会主義的生産関係の成長であろう。こうした新しい段階で、社会化生産は「旧いもの」を利用し、規制し、改造する条件を具備し得たとすべきであろう。とはいえ、両者の関係は完全に調和的関係ではありえないし、排斥しあう側面も多い。その意味では長期の緊張関係は不可避といえる。

課題は中国の社会主義の生産力および生産の社会化の到達水準がどこにあ

るのか,社会主義の総再生産過程および国民経済の計画管理体系への農業およびそこでの「旧い要因」の組み込まれ方,社会化部門との相互関係を具体的に明らかにすることである。

おわりに

以上の検討は林子力氏の「联产承包」制についての理論的整理の批判的検 討と「联产承包」制農業の展開論理と、それを整理する理論的枠組みのごく 大雑把な設定にとどまっている。

設定された課題についての考察は稿を改めておこないたい。

(本稿を作成するに当たって、考え方の点で平泉公雄「ハンガリーにおける 農業生産協同組合の組織構造」、平田重明編『東欧の農業生産協同組合(上)』 アジア経済研究所、1974、を多く参考にした。)

(付記) 本稿は現代中国学会第31回全回学術大会(1983. 10. 29—30 愛知大学)での同名の報告(自由論題)の主要部分である。(1983. 11. 26)。